

令和元年第8回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和元年9月25日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	38号	東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	39号	東京都北区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	承認
3	40号	東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	41号	東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
5	69号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第8回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和元年9月25日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第8回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第38号議案「東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私からはまず第38号議案、東京都北区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。

この規則改正は、後ほど説明いたします認定こども園条例施行規則の改正と合わせまして、10月1日から始まります、いわゆる幼児教育・保育無償化に向けて所要の規定整備を行うものでございます。

議案書の3ページをごらんください。説明欄です。子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、区立幼稚園の保育料を無料とするほか、規定の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

5ページの新旧対照表をごらんください。改定内容ですけれども、まず第5条入園申込書につきまして、別に定めるとしていたもの、保育関係の要綱のほうに定められていましたので、今度はこちらのほうの規則に別記様式として定める、位置づけることにしたものです。次に、第10条退園の事由としまして、現行第3号で正当な理由なく保育料を納付しないとき、第5号では不正の手段により保育料を免れたときとあるものを、保育料がなくなるため、各項目を削除いたします。

次に、第13条から第15条まで、保育料に係る規定を削除しまして、第16条、第17条をそれぞれ第13条、14条に変更いたします。また、議案書8ページ、先ほどご説明しました入園申込書につきまして、新たな様式として加えさせていただくものです。

改正となる箇所は以上となります。

3ページにお戻りください。付則でございます。この規則は令和元年10月1日から施行いたします。また、経過措置はお示しのとおりとなります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第38号議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に日程第2、第39号議案「東京都北区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、続きまして、第39号議案、東京都北区立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

議案書の3ページ、説明欄をごらんください。これも子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、区立認定こども園の保育料を無料とするほか、規定の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

4ページの新旧対照表をごらんください。改定内容ですが、第3条、第4条、第5条及び第7条において、1号認定子どもとしていたものを教育認定子どもに、2号認定子どもとしていたものを満3歳以上、保育認定子どもに、また、第6条では支給認定を教育・保育給付認定にそれぞれ改める等の用語の整理をさせていただくとともに、規定の整備を行うものです。次に、第8条、保育の利用解除について、こちらの規則で規定していたものを東京都保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の規定により行うこととさせていただくものです。また、第11条につきましては、削除という条文に改めさせていただきまして、第12条については、そのまま条ずれは行わないように規定の整備を行うものになります。改定となる箇所は以上になります。

2ページにお戻りください。付則でございます。この規則は令和元年10月1日から施行いたします。また、経過措置はお示しのとおりとなります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認とすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第39号議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に日程第3、第40号議案「東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、第40号議案「東京都北区立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

こちら、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴いまして、用語の整理をするために改正するものです。

議案書1ページの説明欄をごらんください。子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この規則案を提出するものでございます。

2ページの新旧対照表をごらんください。改正内容ですけれども、第2条第2項及び第3項において1号認定子どもとしていたものを教育認定子どもに改める等の要項の整理をさせていただくものです。改正となる箇所は以上になります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。付則でございます。この規則は令和元年10月1日から施行いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第40号議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に日程第4、第41号議案「東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」を議題に供します。

	事務局から説明をお願いいたします。
子ども環境 応援担当課 長	教育長
清正教育長	子ども環境応援担当課長
子ども環境 応援担当課 長	<p>それでは、続いて日程第4、東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。</p> <p>本日、席上配付の第41号議案をごらんください。本規則は7月8日開催の教育委員会において議決をいただいたものとなりますが、給食費等の取り扱いが変更されたため、再度改正を行うものでございます。</p> <p>議案書3ページの説明欄をごらんください。北区における給食費の取り扱いを規定するため、この規則案を提出するものでございます。</p> <p>続きまして、4ページ、新旧対照表をごらんください。上段の改正後の表、下段が現行の表となっております。改正内容ですが、施行細則第20条第2項第1号及び第2号に「府令」という言葉を追加しております。これは、続く条文が何の法規から引用しているかを明確化させるために改正を行うものであり、制度の内容自体に変更はございません。</p> <p>続いて、様式についてです。6ページと7ページをごらんください。こちらにつきましては、給食費の徴収に関して必要な情報を取得することの同意を得るための欄を追加したものでございます。</p> <p>続きまして、8ページ、9ページです。こちらにつきましては、国の基準に基づきまして、副食費の徴収免除を通知するために改正することとなります。区の取り扱い等につきましては、別途お知らせ等周知するよう行ってまいります。</p> <p>改正となる箇所は以上です。</p> <p>3ページにお戻りください。付則でございます。この規則は令和元年10月1日から施行いたします。</p> <p>よろしくご審議賜りよう、よろしくをお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認とすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

清正教育長 ご異議ないと認め、第41号議案は原案どおり承認することに決定いたします。
次に報告事項に移ります。日程第5、報告第69号「後援・共催事業に関する報告について」事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第69号をお願いいたします。後援・共催事業に関する報告でございます。1枚おめくりをお願いいたします。

名義使用承認報告でございますが、今回2件でございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

事業名でございます。1件目、「小倉貴久子と巡るクラシックの旅ショパンの愛したピアノたち」文化振興財団理事長でございます。

2件目でございます。「ギフトド・生きづらさを抱えた子どもたち」お示しの講演会でございます。主催者、ギフトド応援隊代表でございます。2ページ、3ページに事業実績報告、合計4件をお示ししてございます。

以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第8回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。